

国土建労第 1077 号
令和元年 12 月 23 日

(一社) 日本在来工法住宅協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領
及び「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」
の改訂について

本年 4 月より、特定技能の在留資格に係る制度の運用が開始されているところです。1 号
特定技能外国人については、本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に
必要な日本語能力を有していることが求められるところ、特定技能で従事しようとする業務
において要する技能が、修了した技能実習において習得した技能と関連性が認められる場合
には、日本語能力水準に係る試験が免除されることとされていました。

これについて、今般、「特定技能外国人の受入れに関する運用要領」(出入国在留管理庁編)
において、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了
した者は、日本語能力水準に係る試験が免除されること等を内容とする改正が行われました。

これを受けて「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係
る運用要領」においても、別紙 1 のとおり、その旨が追記されました。また、「特定の分野に係る
特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」においても、別紙 2 のと
おり、同様の改正がなされたところです。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知して
いただきますよう、お願いいたします。